

# 空き家 空き地

RIDEON  
MAKINOHARA

# 牧之原市

## 情報バンクのご案内

空き家・空き地バンクは、市内の適切に管理された空き家や空き地の物件情報を提供するしくみです。空き家や空き地をお持ちの方で賃貸などの活用や売却を検討されている方は、空き家・空き地バンクに登録をしてみませんか？

空き家の  
**成約率  
約70%**

空き家の活用で  
地域活性化に貢献

賃貸して資産活用



売却で管理から解放



### ○ 空き家・空き地バンクへ登録すると… 成約確率アップ！！

**ポイント1** 「全国版空き家・空き地バンク」に情報が掲載され※、全国に向けて発信されます。

**ポイント2** 牧之原市子育て家族定住奨励金の対象の方が、バンク登録物件を購入した場合は、「空き家・空き地バンク利用加算」の対象になります。

**ポイント3** 移住者の方が、バンク登録物件を賃貸・購入した場合は、「牧之原市空き家活用リフォーム等補助金」の対象になります。

※ 掲載する情報に、所有者の個人情報は表示されません。

### ○ お問い合わせ先

牧之原市役所 建設部 都市住宅課  
電話:0548-53-2633

★登録の申込方法などは、裏面、市ホームページをご覧ください

QRコード



牧之原市 空き家バンク



## ○ 登録ができる物件

- 1 空き家：適切に管理された建築物及びその敷地（住宅にあっては付随する農地を含む）
  - 2 空き地：適切に管理された宅地または雑種地（宅地に転用可能な農地を含む）
- ★ 次の項目を確認、回答欄の【はい・いいえ】はいいずれかに○印をしてください。
- ★ 回答欄で「いいえ」がある場合は、登録できない場合があります。

		登録要件の確認	回答欄
共通		定期的に適切な管理（敷地内の除草、建物の換気、外壁や屋根の補修等）がされている	はい・いいえ
賃貸	・水回り等の建築設備、壁、柱等の主要構造物に著しい破損がない	はい・いいえ	
	・廃棄物等が残置されていない	はい・いいえ	
	・土砂災害特別警戒区域内の物件ではない	はい・いいえ	
空き家	・水回り等の建築設備、壁、柱等の主要構造物に著しい破損がない	はい・いいえ	
	・がけ（30度以上かつ2m以上）がある場合、擁壁等の設置が必要など、建築を行うことが困難な物件でない	はい・いいえ	
	・接道要件（建築基準法第42条の道路に接道）を満たしている	はい・いいえ	
	・災害危険区域内の物件ではない	はい・いいえ	
	・土砂災害特別警戒区域内の物件ではない	はい・いいえ	
売却	・がけ（30度以上かつ2m以上）がある場合、擁壁等の設置が必要など、建築を行うことが困難な物件でない	はい・いいえ	
	・接道要件（建築基準法第42条の道路に接道）を満たしている	はい・いいえ	
	・災害危険区域内の物件ではない	はい・いいえ	
	・土砂災害特別警戒区域内の物件ではない	はい・いいえ	
	・地すべり防止区域内の物件ではない	はい・いいえ	
空き地	・空き家の登録要件を満たさない場合、申込者等が除却を予定する物件である	はい・いいえ	
	・がけ（30度以上かつ2m以上）がある場合、擁壁等の設置が必要など、建築を行うことが困難な物件でない	はい・いいえ	
	・接道要件（建築基準法第42条の道路に接道）を満たしている	はい・いいえ	
	・災害危険区域内の物件ではない	はい・いいえ	
	・土砂災害特別警戒区域内の物件ではない	はい・いいえ	
	・地すべり防止区域内の物件ではない	はい・いいえ	
	・空き家の登録要件を満たさない場合、申込者等が除却を予定する物件である	はい・いいえ	

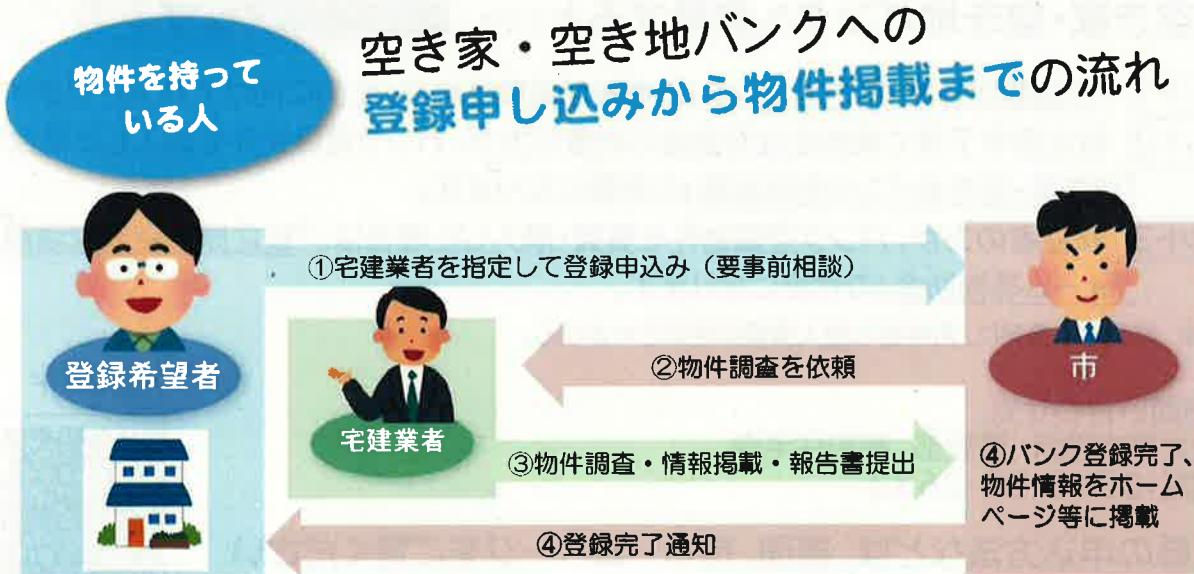
## ○ 登録お申込みは2ステップ

### ステップ1 事前相談

登録申込物件について、空き家・空き地バンク協力事業者へ事前にご相談いただくか、または、協力事業者と媒介契約を締結していただきます。

### ステップ2 登録申込(次のいずれかの方法)

- (1) 申込書に必要書類(身分証、物件の現況写真)を添えて市都市住宅課にご提出
- (2) スマホなどでオンラインによるお申込み



※市ホームページから申込書のダウンロード、オンラインでお申込いただけます。

